

～園芸農家の皆様へ～

高温対策を支援します

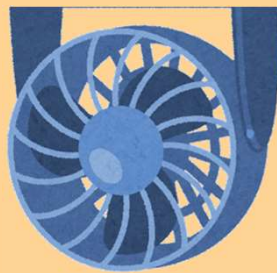
<令和8年度前橋市園芸高温対策支援事業補助金>

補助率

1/3

上限額

50万



市内園芸農家の経営安定と農作物の安定供給を図るため、園芸品目(野菜、果樹、花き)において高温対策につながる機器・資材等の導入を支援します。

補助対象者

- 1 前橋市内に居住し、農業を営む個人事業主又は前橋市内に事業所を置き農業を営む法人であること。
- 2 前橋市内の圃場で園芸品目を生産し、販売していること
- 3 市税を滞納していないこと。

補助対象経費

区分	対象機器・資材等
かん水	かん水装置(かん水資材含む)、スプリンクラー、チラー(冷却水循環)装置等 ※水源の整備(井戸掘削、貯水タンク等)は除く
換気・空気冷却	換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、細霧冷房、ヒートポンプ等
遮光・遮熱	遮光ネット、遮熱フィルム等 ※塗布剤は除く

※既存の機器・資材等の更新は対象外とします

申請受付期間・申請方法

- ・令和8年12月28日(月)締切 ※予算額に達した時点で受付を締め切る場合があります。
- ・申請書類は、下記まで直接持参、郵送、電子メールのいずれかでご提出ください。

<申請書配布・提出・問い合わせ先>

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

担当：前橋市役所7F 農政課 農産園芸係

電話：027-898-6707

受付時間：9:00～17:00 (土日曜祝日を除く)

